

令和 7 年 4 月 1 日改正

建築物省エネ法の適合性判定を受けた建築物の
完了検査手数料の加算額

(令和 7 年 4 月 1 日～)

建築物の用途		建築物の床面積の合計	手数料
一戸建ての住宅		—	14,000 円
一の建築物 (一戸建ての 住宅を除く)	住宅部分	300 平方メートル未満	21,000 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	35,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	67,000 円
		5,000 平方メートル以上	100,000 円
	非住宅部分	300 平方メートル未満	19,000 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	26,000 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	38,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	95,000 円
		5,000 平方メートル未満 10,000 平方メートル未満	140,000 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	180,000 円
		25,000 平方メートル以上	220,000 円

- ・ 手数料は、棟ごとに算定を行い合計したものとします。
- ・ 床面積は、工場等の用途に供すると認められる部分及び高い開放性を有する部分を除きます。
- ・ 増築又は改築をする場合は、増築又は改築部分の面積となります。
- ・ ご不明な点等については、お問い合わせください。

問合せ先

平塚市まちづくり政策部建築指導課

電話 0463-21-9732 (直通)